

社会福祉法人浜松乳幼児福祉会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人浜松乳幼児福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事・監事並びに評議員選任、解任委員）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 評議員の報酬は定款の定める所により、各年度の総額20万円を超えない範囲とする。
 - (2) 理事の報酬は本規定の定めにより各年度の総額60万円を超えない範囲とする。
 - (3) 監事の報酬は本規定の定めにより各年度の総額30万円を超えない範囲とする。
 - (4) 役員等については、業務に応じた報酬を別表1のとおり支給することとする。
- 賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張した時は、旅費規定に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の通りとする。

- (1) 役員等に対する報酬は、当該会議に出席、出張した都度支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、源泉徴収税、立替金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年6月22日より施行する。

社会福祉法人浜松乳幼児福祉会 役員報酬等規程 別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等の会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日 額
評議員会・理事会・監事監査の出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会の出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円